

下関都市計画地区計画の決定（下関市決定）

彦島弟子待町三丁目地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

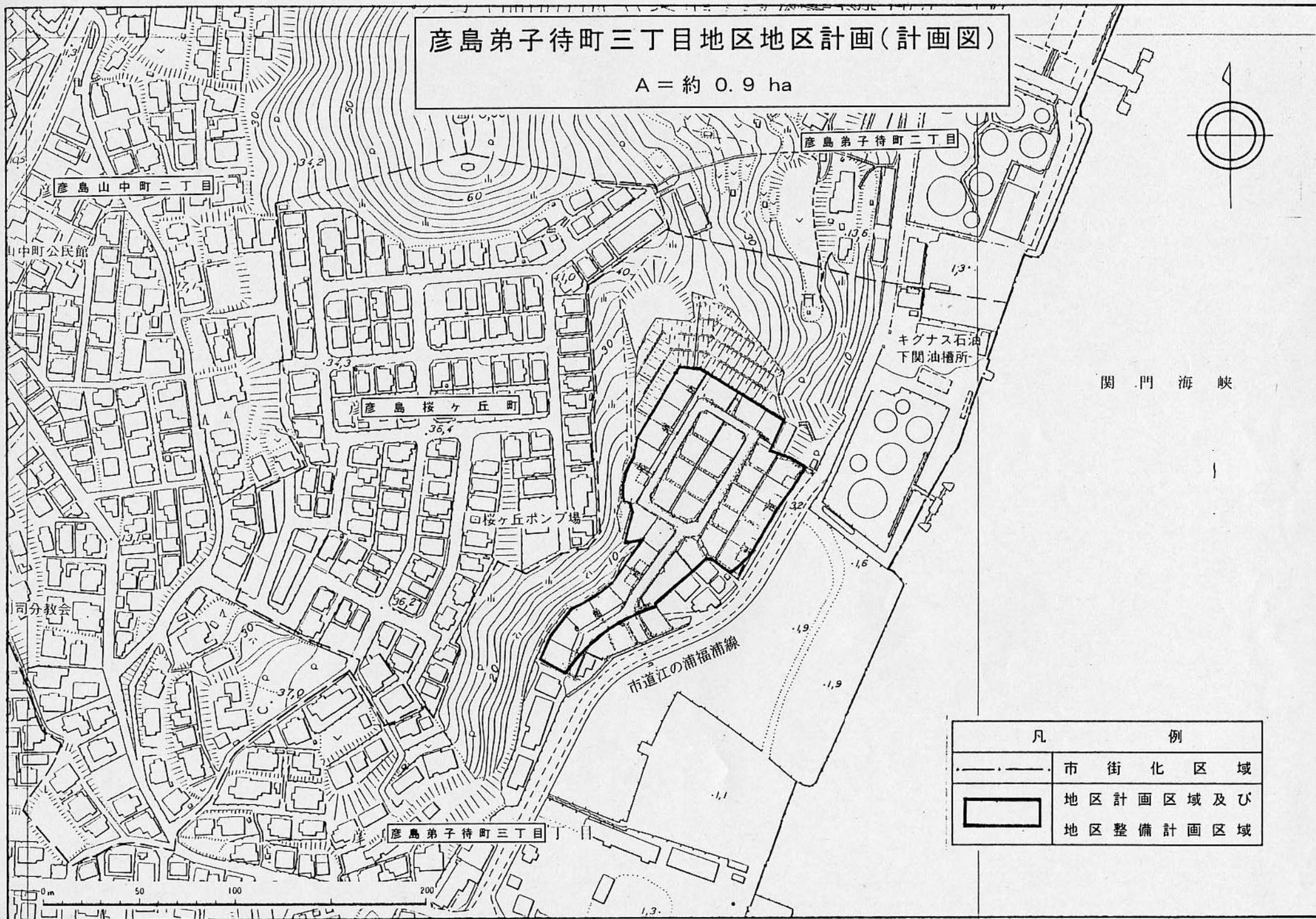
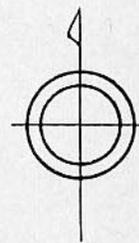
名	称	彦島弟子待町三丁目地区 地区計画
位	置	下関市彦島弟子待町三丁目
区	域	計画図表示のとおり
面	積	約 0.9 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は、彦島地区の東部に位置し、市道江の浦・福浦線を接続道路とする住宅地を中心とした緑豊かな住環境の形成を目的として開発される地区であり、近隣の地域は、関門海峡を眼下に望む住宅地を形成している。</p> <p>本地区計画は、建築物等に関する制限を行うことにより、良好な住環境の維持・保全を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>緑豊かなゆとりと潤いのある住宅地として調和のとれたまちづくりを行うため、建築物の用途の混在を防止し、良好な住環境の維持・保全を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区内に配置されている公園の機能が損なわれないように維持・保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な住環境を維持・保全するため、建築物の用途、敷地の最低面積等について必要な規制・誘導を行う。</p> <p>良好な町並み景観を維持・保全するため、建築物の意匠について必要な規制・誘導を行う。</p>

2. 地区整備計画

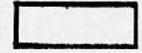
<p>地区施設及び規模の配置</p>	<p>公園</p>	<p>1箇所 面積約 0.03ha</p>
<p>建築物等に関する事項</p>	<p>建築物等の用途の制限</p>	<p>以下に掲げる建築物以外のものは建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅、共同住宅</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する兼用住宅で、次のいずれかの用途を兼ねるもの。 ア 事務所又は日用品の販売を主たる目的とする店舗その他これらに類する店舗 イ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 ウ 美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）</p> <p>(3) 地区集会所</p> <p>(4) 物置、又は自動車車庫で、前各号に掲げる建築物に附属するもの。</p>
	<p>建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度</p>	<p style="text-align: center;"> $\frac{15}{10}$ </p>
	<p>建築物の敷地面積の最低限度</p>	<p style="text-align: center;">150㎡</p>
	<p>建築物の形態又は意匠の制限</p>	<p>屋根、外壁の外観は落ちついた色彩とし、地区の景観に調和したものとする。</p>
	<p>かき又はさくの構造の制限</p>	<p>道路に面するかき又はさくの構造の制限は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>ただし、道路境界線から1m以上の距離にあるものについては、この限りではない。</p> <p>(1) 生垣</p> <p>(2) 高さ60cm以下のコンクリートブロック、レンガ、石積等の基礎部分の上に透視可能なフェンス等を施したもので、高さが1.5m以下のもの。</p>
	<p>備考</p>	<p>上記の建築物等の制限に関する事項は、次に該当する場合は適用しない。</p> <p>(1) 市長が公益上、安全上やむを得ないと認めたもの。</p>
	<p>(注) 面積及び高さの算定方法は、建築基準法施行令第2条の規定の例による。</p>	

彦島弟子待町三丁目地区地区計画(計画図)

A = 約 0.9 ha



関門海峡

凡 例	
	市街化区域
	地区計画区域及び 地区整備計画区域